最低制限価格の算定式等の見直しについて（工事）

|  |
| --- |
| ○西之表市建設工事における最低制限価格の算定方法（令和５年４月１日以降）  １　対象工事  　　入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての全ての請負契約（維持修繕工事を含む）  ２　最低制限価格の算定方法  （１）積算体系が土木工事標準歩掛によるもの  　　最低制限価格は、次の（イ）～（二）の手順により、算定するものとする。  （イ）基準額（Ｋ）の算出  　　　当該工事の予定価格の算出の基礎となった、次のＡ～Ｄの額（円未満切捨て）の合計額（以下「基準額」という。）を求める。  　　　　Ａ：直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額  　　　　Ｂ：共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額  　　　　Ｃ：現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額  　　　　Ｄ：一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額  　　　　　　基準額（Ｋ）＝Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ  （ロ）最低制限価格率の算出  　　　（イ）で求めた基準額（Ｋ）を工事価格（税抜き）で除した割合（以下「最低制限価格率」という。）を求める。この場合においては、小数点第４位を四捨五入し、小数点第３位までとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2を、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5を最低制限価格率とする。  なお、予定価格調書の最低制限価格の割合の欄には、最低制限価格率に100を乗じ、％で表示するものとする。  （ハ）最低制限価格（税抜き）の算出  　　　最低制限価格（税抜き）は、予定価格の税抜き額（入札書比較価格）に（ロ）で求めた最低制限価格率を乗じて得た額の千円未満を切り上げた額とする。  （二）最低制限価格の算出  最低制限価格は、（ハ）で求めた最低制限価格（税抜き）に1.1を乗じて得た額とする。  （２）積算体系が土木工事標準歩掛によらないもの  　　最低制限価格（税込）＝予定価格×７０％  ３　実施時期  　　令和５年４月１日以降の一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る工事から適用する。 |